



< 工事契約会計と注記表・小会社への影響 >

先月号において、改正された建設業法施行規則等に基づいて、工事契約に関する会計基準第22項「注記事項」に合わせて、注記表と記載要領が追加されましたと説明しました。

このことに関連して、小さな会社では、注記表の作り方や工事進行基準への対応をどのようにすればよいのかとの質問をいただきました。そこで、もう一度、原点に戻って考えてみましょう。

建設会社の財務諸表は建設業法に基づいて作成される

建設会社の作成する財務諸表は、会社計算規則第118条(右囲み)の規定により建設業法に基づいて作成されます。国土交通省では、建設業法施行規則及び告示で、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計慣行に従って財務諸表の様式及び勘定科目の分類を詳細に定めています。このように詳細に定めているのは、財務諸表の作成方法が企業の評価に直結するので、公平で適正な評価を可能とするためだと思われます。

注記は省略できる

小さな会社は、株式譲渡制限会社で会計監査人がない場合に該当する会社が多いと思われます。これに該当しますと、「2 重要な会計方針、5 株主資本等変動計算書関係、14 その他」以外の注記は必要ありません。

なお、経営状況分析におきまして、受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高がある場合には、上記にかかわらず、注3(2)に記載をお願いしています。

< 記載要領 >

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況		×	×	×
2 重要な会計方針				
3 貸借対照表関係			×	×
4 損益計算書関係			×	×
5 株主資本等変動計算書関係				×
6 税効果会計			×	×
7 リースにより使用する固定資産			×	×
8 金融商品関係			×	×
9 賃貸等不動産関係			×	×
10 関連当事者との取引			×	×
11 一株当たり情報			×	×
12 重要な後発事象			×	×
13 連結配当規制適用の有無		×	×	×
14 その他				

【凡例】 ……記載要、×……記載不要

< 建設業用財務諸表が会社法に規定する計算書類となる根拠 >

会社計算規則第118条(別記事業を営む会社の計算関係書類についての特例)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)別記に掲げる事業(以下この条において「別記事業」という。)を営む会社(企業集団を含む。以下この条において同じ。)が当該別記事業の所管官庁に提出する計算関係書類の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該別記事業の所管官庁がこの省令に準じて計算書類準則(以下この条において「準則」という。)を制定した場合には、当該別記事業を営む会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、第一章から前章までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによる。ただし、その法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。

(以下 略)

財務諸表等規則 別記

一 建設業 二 鋼船製造・修理業 三 銀行・信託業

四 建設業保証業

(以下 略)

工事進行基準を適用するには信頼性をもった見積が必要

小さな会社では、工事進行基準にどのように対応するか苦慮しているところも多いようです。工事進行基準を適用するには、工事収益総額 工事原価総額 決算日における工事進捗度について信頼性をもって見積ることが必要です。(工事契約に関する会計基準9)特に、工事原価総額を見積するには「実行予算や工事原価等に関する管理体制の整備が不可欠である」とされています。(工事契約に関する会計基準50)このため、運営上、こうした管理が行われていない場合には、結果として工事進行基準を適用できないこととなります。(注)

しっかりとした管理体制を整えて工事進行基準が適用できるように努力しましょう。

W I S E N E T 編集部

松 村 清 (税理士)

(注) 法人税法では、長期大規模工事に該当する場合には、工事進行基準が強制適用となります。

< 長期大規模工事 >

着工日から引渡日までの期間が1年以上

請負対価の額 10億円以上

請負対価の2分の1以上が引渡日から1年経過後に支払われるものでないこと